

特別会計借入金の債権譲渡等が可能な期間を変更します

平成 27 年 1 月 30 日  
財 務 省

特別会計借入金の債権譲渡又は質入れが可能な期間について、以下のとおり変更します。

現行	償還期限又は元利金の各支払期日の <u>5 営業日</u> 前の日まで
平成 27 年 4 月 1 日以降借入分	償還期限又は元利金の各支払期日の <u>3 営業日</u> 前の日まで

連絡・問い合わせ先 理財局国債業務課 借入金係  
電話（代表）03(3581)4111（内線 5931）  
夜間直通 03(3581)4159